

糸糸糸審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第10号 江東区放課後こどもプランの拡充を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1 陳情第20号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 学童クラブ、江東きっずクラブB登録を希望する児童が、待機することなく全員受け入れられるようにすること (2) 江東きっずクラブは、あくまでも江東区放課後こどもプランの総称とし、これまでのA登録、B登録は放課後こども教室、学童クラブの事業名称で存続させること (3) B登録でタイムシェアを行っているところについては、直ちに専用スペースを確保すること。また、学校内での確保が難しい場合は、近隣の学童クラブその他の施設及び公有地等を活用し、増設すること (4) B登録の専用スペースは、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準にのっとり、児童1人当たり1.65平方メートル以上とすること (5) 改正児童福祉法では、6年生までを放課後児童健全育成事業の対象としているため可能なところから4年生以上の受け入れをすること (6) 既存の学童クラブを廃止せず、江東区放課後こどもプランの充実、拡充に充てること (7) 17時以降に育成事業を必要とする児童は、A登録のB登</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1) 小学校の増改築の機会を捉え、必要な育成室面積を確保できるよう調整する。 (2) 放課後こどもプランの方針を踏まえ、令和2年度より、「放課後こども教室」と「学童クラブ」の総称を「きっずクラブ」とした。A登録、B登録の名称は条例に規定し、事業趣旨を継承している。 (3) 1クラブの1単位のみ、学校と調整しながらタイムシェアを行っているが、事業実施時間中はクラブ専用に使用している。 (4) 従前より、基準どおりの面積を確保している。 (5) 障害など配慮を必要とする高学年児童の受け入れに努める一方、保留児童のさらなる発生や、地域間の公平性の担保が必要であることから、低学年児童の受け入れに注力している。 (6) B登録の保留児童の受け皿などとして機能している学校外クラブを廃止する考えはない。</p>	

録スポット利用ではなく、学童クラブ・B登録として受け入れること。また、放課後児童支援員の複数配置を継続すること

(8) 放課後こども教室、学童クラブのこどもたちに児童の権利に関する条約が掲げる権利を保障し、同時に文化的な生活、芸術に自由に参加できるよう、活動内容の充実を図ること

3 請願・陳情の受理年月日

令和元年5月31日（1陳情第10号）

令和元年6月 3日（1陳情第20号）

4 請願・陳情者住所氏名



(7) 本区の児童数等の現状を踏まえ、現実的かつ即効的な対応として、17時以降、保護者の疾病や急用など、突発的な事案に対応することを主たる目的に令和2年度からA登録にスポット利用を導入している。職員配置については従前より省令及び条例に則り配置している。

(8) 放課後こどもプランの冒頭において、区が目指す放課後支援事業の姿として、当該条約の理念を踏まえることとしている。

審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 12 号 幼稚園廃園計画の見直しを求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月 19 日 令和元年 8月 26 日 令和元年 10月 8日 令和元年 12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年 10月 13日 令和2年 12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年 10月 11日 令和3年 12月 6日 令和4年 3月 11日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区立幼稚園の今後の方向性の適正配置（廃園）を中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 区立幼稚園のあり方については「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定を行い、3歳児保育については令和5年度から、新たになでしこ幼稚園で開始、適正配置については令和8年度までに、これまでの4園に3園を加えた7園の廃園を計画し、認定こども園への転換については検討を取りやめることとした。 当面は区立幼稚園児数の推移を見ながら、この基本方針に基づき事業実施していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 31 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷系完審査中の請願原稿・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第16号 子育て支援の一環として小中学校給食費の助成を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 小中学校給食費の助成について、全額助成が望ましいが、半額助成など段階的に進めることも考慮して推進するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 学校給食の経費負担については、学校給食法で、施設整備や人件費について学級運営費の負担と定められている。 この規定ならびに受益者負担の考え方から、一律の助成は行っていないが、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。 助成のあり方については、引き続き国や他自治体の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1陳情第21号の2 保育園・幼稚園児童等の散歩や園外活動の安全を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月 19日 令和元年 10月 8日 令和元年 12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年 10月 13日 令和2年 12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年 10月 11日 令和3年 12月 6日 令和4年 3月 11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 保育園の園外活動で使用する区道については、歩道と車道の分離を行うこと (2) ガードレールや信号機、標識の設置など、保育園から公園への往来の安全確保について、関係機関と連携して有効な対策をとること (3) 安全確保に必要な保育士の配置など保育園職員の増配配置を進めること (4) 今後の保育園整備について、幹線道路を渡らずに済むこと、園庭のある保育園であることを、区独自の必要条件とすること
2 請願・陳情の趣旨 幼稚園や小学校の園外・校外活動で使用する道路の歩道と車道の分離のほか、ガードレールや信号機、標識の設置など、こどもたちの安全確保をしてください。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 毎月一回、安全指導日を設け、こどもたちに交通安全等の指導を実施している。園外活動は、事前に実地踏査を行い、安全等の確認を行った上で実施している。 また、保護者、学校、教育委員会、警察、道路関係者で構成する「江東区通学路交通安全対策連絡会」を開催し、通学路の安全点検を実施し、安全確保に努めている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸続続審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第40号 区立幼稚園4園の廃園計画の中止を求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月19日 令和元年 8月26日 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 適正配置等を理由とする区立幼稚園4園の廃園計画を中止し、再検討をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 区立幼稚園のあり方については「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定を行い、3歳児保育については令和5年度から、新たになでしこ幼稚園で開始、適正配置については令和8年度までに、これまでの4園に3園を加えた7園の廃園を計画し、認定こども園への転換については検討を取りやめることとした。 当面は区立幼稚園児数の推移を見ながら、この基本方針に基づき事業実施していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月18日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系完審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第45号 江東区放課後こどもプランの拡充を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 学童クラブ、江東きっずクラブB登録を希望する児童が、待機することなく全員受け入れられるようにすること (2) 江東きっずクラブは、あくまでも江東区放課後こどもプランの総称とし、これまでのA登録、B登録は、放課後こども教室、学童クラブの事業名称で存続させること (3) B登録でタイムシェアを行っているところについては、直ちに専用スペースを確保すること。また、学校内での確保が難しい場合は、近隣の学童クラブその他の施設及び公有地等を活用し、増設すること (4) B登録の専用スペースは、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準にのっとり、児童1人当たり1.65平方メートル以上とすること (5) 改正児童福祉法では、6年生までを放課後児童健全育成事業の対象としているため可能なところから4年生以上の受け入れをすること (6) 既存の学童クラブを廃止せず、江東区放課後こどもプランの充実、拡充に充てる。 (7) 17時以降に育成事業を必要とする児童は、A登録のB登録スポット利用ではなく、学童クラブ・B登録として受け入れる</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月 11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(1) 小学校の増改築の機会を捉え、必要な育成室面積を確保できるよう調整する。 (2) 放課後こどもプランの方針を踏まえ、令和2年度より、「放課後こども教室」と「学童クラブ」の総称を「きっずクラブ」とした。A登録、B登録の名称は条例に規定し、事業趣旨を継承している。 (3) 1クラブの1単位のみ、学校と調整しながらタイムシェアを行っているが、事業実施時間中はクラブ専用に使用している。 (4) 従前より、基準通りの面積を確保している。 (5) 障害など配慮を必要とする高学年児童の受け入れに努める一方、保留児童のさらなる発生や、地域間の公平性の担保が必要であることから、低学年児童の受け入れに注力している。</p>	

こと。また、放課後児童支援員の複数配置を継続すること
(8) 放課後こども教室、学童クラブのこどもたちに児童の権利に関する条約が掲げる権利を保障し、同時に文化的な生活、芸術に自由に参加できるよう、活動内容の充実を図ること

3 請願・陳情の受理年月日

令和元年6月27日

4 請願・陳情者住所氏名

[REDACTED]

(6) B登録の保留児童の受け皿などとして機能している学校外クラブを廃止する考えはない。

(7) 本区の児童数等の現状を踏まえ、現実的かつ即効的な対応として、17時以降、保護者の疾病や急用など、突発的な事案に対応することを主たる目的に令和2年度からA登録にスポット利用を導入している。職員配置については従前より省令及び条例に則り配置している。

(8) 放課後こどもプランの冒頭において、区が目指す放課後支援事業の姿として、当該条約の理念を踏まえることとしている。

系迷続審査中の言青原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第49号 私立学童クラブへの補助金を江東区放課後こどもプランに位置づいた事業としてふさわしい水準への改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区私立学童クラブに関する趣旨（1）から（3）の事項について区に働きかけるとともに、当該学童クラブ運営事業補助要綱について趣旨（4）～（7）の事項のとおり見直すよう、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 4年生から6年生までの在籍児童を、補助対象にすること (2) パート職員の入件費単価について、最低賃金が改定された際には、年度が替わるのを待たずに直ちに是正すること (3) 国が実施している放課後児童支援員等待遇改善事業を適用し、私立学童クラブへの補助金を増額すること (4) 補助対象職員の給与額を「1カ月20万円×14.4カ月以上」にすること (5) パート職員の入件費単価を現状の1時間 990 円から 1,000 円以上にすること (6) 学校休業日対応の臨時職員の賃金を現状の「年45日×5時間×1名」から、実際の学校休業日にあわせた日数、時間及び指導員数にすること (7) 障害児保育担当職員を一律1名から、実際の在籍児童数に合わせて増員すること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月 11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(1) 区の事業との整合性を図ることから、1年生から3年生の児童を補助対象としている。 (2) 区の他の様々な補助事業も含め、区の入件費単価改定の考え方に対応している。 (3) 国の当該事業の適用については、引き続き検討課題と認識している。 (4) ~ (6) 補助金については、私立学童クラブが支払う給与などに対する一部を補助する制度であると認識している。 (7) 障害の度合いは様々であり、実態を算出しがたいこともあるが、上記のとおり、補助金については、私立学童クラブが支払う給与などに対する一部を補助する制度であると認識している。</p>	

3 請願・陳情の受理年月日

令和元年9月4日

4 請願・陳情者住所氏名

[REDACTED]

糸続審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 55 号 江東区立幼稚園の民営化をしないこと、3年保育の拡充を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 8 日 令和元年 12 月 4 日 令和 2 年 3 月 9 日 令和 2 年 6 月 17 日 令和 2 年 10 月 13 日 令和 2 年 12 月 4 日 令和 3 年 3 月 11 日 令和 3 年 6 月 18 日 令和 3 年 10 月 11 日 令和 3 年 12 月 6 日 令和 4 年 3 月 11 日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1 こどもの個性、自主性、自律性を尊重する高水準の教育を提供する区立幼稚園の民営化は行わないこと 2 一部で開始される区立幼稚園の3年保育を全ての幼稚園で実施すること	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 1 区立幼稚園のあり方については「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定を行ったが、区立幼稚園を民営化する方針は示していない。 2 基本方針において、3歳児保育については令和 5 年度から、新たになでしこ幼稚園で開始するとしたが、新規実施園については区立幼稚園児数の推移等を踏まえつつ、私立保育園とも連携しながら検討を行う。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸送糸完審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 教育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第56号の2 発達障害者支援法に従い、こどもから成人までの発達障害者を手厚く支援することを求める陳情	1 審査経過 令和元年10月 8日 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月 11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 発達障害者支援法に基づく体制を拡充すること (2) 昭和大学江東豊洲病院に発達障害外来等を整備すること (3) 全ての公務員等に対して発達障害者への合理的配慮を徹底させること
2 請願・陳情の趣旨 (1) 学校教育の場での徹底したサポート体制やいじめ防止、学習支援の拡充が必要。 (2) 発達障害者で、特別支援学級を希望する場合には、希望を尊重してほしい。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1) 学習支援員の配置等、学校現場におけるサポート体制の充実に努めるとともに、学校全体をあげてのいじめ防止対策を進めている。 (2) 発達障害のあるこどもの支援は、特別支援教室等で必要な支援を講じている。特別支援学級は知的障害のあるこどもを対象に支援を行う学級であり、発達障害に対する支援とは支援内容が異なる。今後も、障害種別に応じた適切な支援を行える学級への就学相談を進めいく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 60 号の 2 保育の無償化・待機児童解消・保育士の処遇改善のための必要な措置を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 8 日 令和元年 12 月 4 日 令和 2 年 3 月 9 日 令和 2 年 6 月 17 日 令和 2 年 10 月 13 日 令和 2 年 12 月 4 日 令和 3 年 3 月 11 日 令和 3 年 6 月 18 日 令和 3 年 10 月 11 日 令和 3 年 12 月 6 日 令和 4 年 3 月 11 日	◎参考 (厚生委員会付託分) 1 保育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること 3 指導監督基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外とすること 4 保育現場の実態に即した人員配置を保障する区独自の予算措置と制度構築を行うこと
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 2 幼児教育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 幼稚園については幼保無償化前から主食費・副食費ともに実費徴収であったこと、また、給食の提供を義務としている保育園とは異なり、給食の有無や回数・提供方法なども様々であるなど、給食の位置づけが異なることから、食材費の公費負担を行っていない。なお、低所得者世帯等への対応として、副食費を免除する事業を令和元年 10 月から開始している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 10 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷続審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第68号の2 江東区内における不登校の子どもの居場所に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区内に不登校の子どもが安心して過ごせる居場所を開設してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年11月19日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年12月 4日 令和2年 3月 9日 令和2年 6月 17日 令和2年 10月 13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月 11日 令和3年 6月 18日 令和3年 10月 11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月 11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 各学校では、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、一人一人の状況を把握するとともに、スクールカウンセラーが子どもや保護者の悩みに対応するなど、組織的な相談体制を構築し不登校の未然防止に努めている。 不登校の子どもたちには、スクールソーシャルワーカーが、学校と家庭との接続を図るだけでなく、関係機関との連携を進めるなど、個別の状況に応じた対応を丁寧に行っている。 教育委員会では、ブリッジスクールを開設し、不登校の子どもたちへの個別の学習指導、体験活動、相談活動等を通して、学ぶことの大切さへの理解や、自立心や社会性を身に付けることを目的とした取組を行っている。</p>	<p>◎参考 (区民環境委員会付託分) 毎週火曜日、青少年交流プラザにて開設している「当事者のための居場所」を拡充し、対象年齢をあげ、小学生から利用できるようにすること。また、開設日時を増やすこと。</p>

系迷続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第35号 区立小学校の給食費無償化に関する陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1について は区に、趣旨2については国及び都に働きかけてください。 1 区立小中学校の給食費を無償化すること 2 給食費の無償化に係る財源については、国及び都も負担すること	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 学校給食の経費負担については、学校給食法で、施設整備や人件費について学級設置者の負担、それ以外の費用は児童・生徒の保護者の負担と定められている。 この規定ならびに受益者負担の考え方から、給食費を無償化する考えはないが、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。 助成のあり方については、引き続き国や他自治体の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年8月6日		
4 請願・陳情人住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2陳情第40号の3 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(4) 幼稚園、小中学校、江東きつずクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR検査は予定していない。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細に情報を区民に公開すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (区民環境委員会付託分) (3) 清掃業務に従事する職員に対し、定期的にCR検査を実施すること (高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分) (5) 介護事業所で働く職員に対し、定期的にCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、PCR検査を実施すること</p>

系迷続審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2陳情第41号の2 新型コロナウイルス感染時における情報公開等の陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(3) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ学校や幼稚園の職員に対し、社会的PCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月3日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR検査は予定していない。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分)</p> <p>(1) 他自治体で実施している例のように全ての感染者の年代、性別、職業等、症状、発症日、診断日について情報提供を行うこと</p> <p>(2) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ保育所の職員に対し、社会的PCR検査を実施すること</p>

継続審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第42号 区立幼稚園全園における3年保育及び公設公営による大島幼稚園の認定こども園化の実施に関する陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1 区立幼稚園全園での3年保育を実施すること 2 大島幼稚園の認定こども園化を公設公営によって実施すること	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 区立幼稚園のあり方については「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定を行い、3歳児保育については令和5年度から、新たになでしこ幼稚園で開始、適正配置については令和8年度までに、これまでの4園に3園を加えた7園の廃園を計画し、認定こども園への転換については検討を取りやめることとした。 当面は区立幼稚園児数の推移を見ながら、この基本方針に基づき事業実施していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月9日		
4 請願・陳情者住所氏名		

未審査中の請願原稿・陳情について(文教委員会)

教育委員会事務局 庶務課・地域教育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第45号の2 新型コロナウイルス感染者再拡大防止のための検査体制強化を求める陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 感染リスクに高い保育園や児童館の施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (4) 3密を避けた安心した保育、子どもの居場所の確保ができる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求ること (6) 行政の責任として、新型コロナウイルス感染に関する公正で正確な情報を提供すること (7) コロナ禍において、保育園職員の処遇に適切でない対応や、利用する保護者に威圧的な休園要請が起きないよう、指導を強化すること (高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分) (3) 感染リスクの高い高齢者施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨(2)については区に働きかけ、趣旨(5)については記載の内容とする意見書を国及び都に提出してください。 (2) 感染リスクの高い学校、幼稚園、放課後きっずクラブの施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (5) 3密を避けた安心した教育、子どもの居場所の確保ができる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求ること	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (2) 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR検査は予定していない。 (5) 手洗い・うがい等の徹底や遊具類の消毒・清掃等の衛生対策、テーブル着席時における適正な間隔確保の指導やパーテーションの設置など、必要な対策を講じ運営しており、ただちに法令改正や設置基準の見直しを求める考えはない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月14日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2陳情第46号の2 エッセンシャルワーカーズなど へのPCR検査体制の強化を求 める陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 医療機関、保健所、障害者・福祉施 設、保育園、児童館の従事者、各種施 設の入所者、通院者等に対し、定期的 なPCR検査を行うこと (4) 近い将来、希望する人に対し、PC R検査を実施できるようにすること (5) 大学病院、民間病院、民間検査機関 の協力を得て、ドライブスルーを含む 必要なPCR検査センターを作り、区 でPCR全自動検査装置を購入するこ と (6) 区保健所の医師、正規の看護師など の職員を増員し、検体採取・運搬、患 者の送迎などについて体制を拡充する こと。また、感染状況を定期的にデー タによって判断し、対策方針づくりを行 う専門家チームを設置すること (7) 予算は国、都に要請するとともに、 区の基金を活用すること (高齢者支援・介護保険制度特別委員会付 託分) (3) 介護施設の従事者、入所者等に対 し、定期的なPCR検査を実施するこ と
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、図に働きかけてく ださい。 (2) 幼稚園、江東きつずクラブ、小・ 中・高等学校の従事者、通学者等に 対し、定期的なPCR検査を実施す ること	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (2) 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触 者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡 大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定め ているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみなら ず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に 沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR 検査は予定していない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課・指導室

件 名	委 員 会 審 査 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2陳情第49号 江東区立の小中学校における新型コロナウイルス感染症対策についての陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 新型コロナウイルス感染症に関する下記の事項について区に働きかけてください。 (1) 区の教職員に対し、年数回のPCR検査を実施すること (2) 教職員や児童・生徒に陽性者が出了した場合、同じクラスであれば、濃厚接触者以外でもPCR検査等を受けられるようにすること (3) 登校しなくてもオンライン授業を選択できるよう体制を整えるとともに、フォローできる仕組みを充実させること (4) 感染症対策により負担が増している教職員に関して、通常以上の配置を行うこと (5) 感染症拡大防止策として、一クラス当たりの人数を減らせるよう、少人数学級を進めること	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1) (2) 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接觸者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR検査は予定していない。 (3) オンラインで学習ができる環境については、既に整っており、感染不安から登校を控え、オンライン授業を選択する児童・生徒にもオンライン授業を配信している。また、日頃よりコロナに関する偏見やいじめが生じることのないよう、児童・生徒への指導、保護者への周知を行っている。 (4) 各校に学校規模に応じてスクールサポートスタッフを配置し、教員の授業準備や後片付け、印刷、電話対応等に当たっている。今年度は副校長補佐を配置するなどして、教員の負担軽減を図っている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

	(5) 全校に学びスタンダード強化講師を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングによる指導を実施している。教員の配置数については、都の教職員定数配置基準により定められている。少人数学級の実現については、特別区教育長会からも提言を行っており、今後も動向を注視していく。	
--	---	--

系続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第50号 区立小中学校の給食費の無償化を求める陳情	1 審査経過 令和2年10月13日 令和2年12月 4日 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 1 区立小中学校の給食費を無償化すること 2 都や国に対し、予算について応分の負担をするよう働きかけること	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 学校給食の経費負担については、学校給食法で、施設整備や人件費について学校設置者の負担、それ以外の費用は児童・生徒の保護者の負担と定められている。 この規定ならびに受益者負担の考え方から、給食費を無償化する考えはないが、低所得者世帯への対応として、生活保護と就学援助の制度により、全額を援助している。 助成のあり方については、引き続き国や他自治体の動向を注視していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日		
4 請願・陳情人住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 教育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第1号の2 発達障害児支援に関する陳情	1 審査経過 令和3年 3月11日 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 区が実施する3歳児検診において、発達に不安のある子供・保護者に対し別途専用の健診日を設けてほしい (2) 専用の検診日では、看護師や心理士ではなく、発達の専門（発達外来等）の先生からの診断や助言を受け入れられる様配慮をして欲しい (3) 3歳児検診の実施日が分けられない場合は、発達外来への案内等きめ細やかな支援を行って欲しい (4) 公立保育園への作業療法士・心理士による定期的な巡回・派遣を行ってほしい (5) 公立保育園において、スクールカウンセラーの配置に加え、教育支援課の臨床心理士、東京都教育委員会からの心理士による巡回を行っており、一人一人の支援の在り方について、学校園と連携を図っている。 (6) 放課後等デイサービスの利用調整・質の担保に区が主体的に関与する事で、待機状況の把握、調整、指導を行って欲しい
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (5) 幼稚園、支援学級、特別支援教室（通級）への作業療法士、心理士による定期的な巡回・派遣を行うこと (8) 就学時検診において、児童についての正確な情報共有の上、児童本人・保護者と学校双方納得の就学支援を行ってほしい	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (5) 作業療法士の巡回については、予定はないが、心理士の巡回については、スクールカウンセラーの配置に加え、教育支援課の臨床心理士、東京都教育委員会からの心理士による巡回を行っており、一人一人の支援の在り方について、学校園と連携を図っている。 (8) 就学時検診において、発達の特性等がある、または保護者の不安感があるケースなどの場合には、学校を通じて就学相談につなげている。 就学相談では、医師との面談や行動観察などを行い、本人の希望や保護者の思いを十分に聞き取りながら、専門家により適切な就学支援の在り方を検討している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年1月4日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第15号 オンライン授業の早期実施を含めた「登校選択制」導入を求める陳情	1 審査経過 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 児童・生徒に学校への登校が難しい事情がある場合、自宅や他の教室等の施設からオンライン授業（授業のライブ配信）を受けられるようすること。 (2) 緊急事態下や災害時、また、心身の不調等で登校が難しい場合等、遠隔での受講を選択可能とし、出席と認めること。 (3) 登校せずにオンライン等で授業を受けた場合でも、成績や指導等で不利益な取扱いをしないようにすること。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (1) オンライン授業は、これまで感染症対策等により、自宅待機になった児童・生徒に対して実施してきている。 (2) 緊急事態下や災害時に臨時休校となった際でも、通信環境に障害がなければ、オンライン上での学習ができる環境は整っている。コロナ感染の不安や感染予防のため登校できない場合は、欠席としない扱いをしている。 (3) 教科の特性にもよるが、日頃の課題の確認やオンライン授業に加え、定期考査等を受けることにより成績をつけることは可能であるので、家庭との連携も含め、個別に対応していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年3月9日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷糸続審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第 21 号 小中学校の女子トイレ個室に生理用品の設置を求める陳情	1 審査経過 令和3年 6月18日 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 児童生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために小中学校の女子トイレ個室に生理用品を設置するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 区立学校では保健室に生理用品を常備しており、申出のある児童・生徒に渡している。その際には養護教諭が家庭や心身の状況を聞き取っており、相談や支援の必要性についての把握を行っている。 よりよい設置のあり方については、現場のキーパーソンである養護教諭等と意見交換を進めているところである。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年5月21日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原題・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第41号 外国籍の子供の就学機会に関する陳情	1 審査経過 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について区に働きかけてください。 1 江東区に居住する外国籍の子どもと保護者に対する積極的な就学促進を行うこと 2 日本語を母語としない保護者に対して就学に関する適切な情報を提供し、就学に関しての懸念事項や不安を払拭するサポートを行うこと	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 これまで学齢の子どもがいる外国人家庭に対して、就学案内を郵送し、区報やホームページにおいて区立学校に編入学が可能であることを周知してきた。 国の指針及び都のガイドラインを受け、令和3年度に就学状況が把握できていない全ての外国籍の子ども 672 名を対象に、就学状況の調査を行っており、回答率は4割程度である。把握ができていないものについては入国管理局等への照会も行っている。 また、就学状況調査と就学案内については、令和3年度より4か国語での周知を行っており、日本語を母語としない保護者にも情報が適切に伝わるよう努めている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年8月23日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系統審査中の請原頁・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第48号の2 区内の保育園・幼稚園・小学校・きっずクラブなどの新型コロナ感染拡大の対策を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について区に働きかけてください。 (5) コロナ感染が1人でも発症した幼稚園、小学校、きっずクラブでは、全ての職員と子どもを対象としたPCR検査を行うこと (6) 幼稚園、小学校、きっずクラブにおいて、ワクチン接種対象外の子どもに対し、定期的な抗原検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月6日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。</p> <p>(5) (6) 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、すべての学校関係者を対象としたPCR検査及び子どもを対象とした定期的な抗原検査は予定していない。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分)</p> <p>(1) コロナ感染が1人でも発症した保育園では、全ての職員と子どもを対象としたPCR検査を行うこと (2) 感染した子どもに対しての治療を含む医療体制を確保し、子どもの命を守ること。また、家族についても検査と必要な医療体制を確保すること (3) 保育園からの自粛要請に協力する保護者に対し、協力する日数に応じて、保育料の減免措置を講じること。また、経済的支援を要する家庭への支援を都や国に要望するとともに、当面区の予算措置で早急に対応すること (4) 保育園においてワクチン接種対象外の子どもに対し、定期的な抗原検査を実施すること</p>

緊急審査中の請願・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 学校施設課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3陳情第55号の3 学校・幼稚園や保育園などの区の施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換することを求める陳情	1 審査経過 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月11日	◎参考 (区民環境委員会付託分) 1 文化センター、区民館などの文化・交流施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 衛生面や節水の観点より自動水栓装置は有効な手段の一つとして認識している。 学校トイレの手洗い水栓については、平成30年度竣工の工事より全て自動水栓を取り付けており、廊下流しの水栓については、手洗いのほか、直結給水によって水道の水を直接飲むことを想定し、それに適した水栓としていることから、交換の予定はない。また、幼稚園のトイレと流しについては、各園の建物に合った形状を採用しており、現在、一律に自動水栓化する状況はない。	(厚生委員会付託分) 2 保育園などの保育施設の水道の蛇口を自動・非接触型に交換すること
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日 (3陳情第55号の3)		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷糸壳審査中の請原・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課

件 名	委 員 会 審 査 経 過	備 考
1 請願・陳情件名 3陳情第59号の2 新型コロナウイルス感染のPCR検査拡充とワクチン接種に関する陳情	1 審査経過 令和3年10月11日 令和3年12月 6日 令和4年 3月 11日	◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 新型コロナウイルス染のPCR検査を拡充するため、民間検査会社を江東区に誘致すること (3) 児童館、保育園の従事者、利用者等に定期的なPCR検査を行うこと (4) 宅配サービス従事者を含むエッセンシャルワーカーズ、受験生・浪人生をはじめ若い世代の未接種の希望者に、計画的で迅速・安全なワクチン接種を進めること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (2) 学校の教職員、きつずクラブ、幼稚園の従事者、利用者等に定期的なPCR検査を行うこと。	2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (2) 保健所の指導及び連携の下、疫学的調査に基づく濃厚接触者を特定し、自宅待機等必要な措置を行うことが、感染症拡大の防止に効果が高いと認識している。 また、日々の感染症の予防対策として、教育委員会で定めているガイドラインなどに基づいて、児童・生徒のみならず、教職員等に対する感染症予防の項目も定め、この内容に沿って、教育活動を行っている。 以上の理由から、学校関係者を対象とした定期的なPCR検査は予定していない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年9月7日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸巻系亮審査中の請書原稿・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局学務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 4 陳情第4号 幼稚園廃園計画の中止を求める陳情	1 審査経過 令和4年 3月11日	
2 請願・陳情の趣旨 江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針（令和3年度改定版）を見直し、中止するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 区立幼稚園のあり方については「江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針」の改定を行い、3歳児保育については令和5年度から、新たになでしこ幼稚園で開始、適正配置については令和8年度までに、これまでの4園に3園を加えた7園の廃園を計画し、認定こども園への転換については検討を取りやめることとした。 当面は区立幼稚園児数の推移を見ながら、この基本方針に基づき事業実施していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和4年2月10日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸田系亮審査中の請願原稿・陳情について（文教委員会）

教育委員会事務局 庶務課・学務課・指導室

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 4陳情第7号の2 コロナオミクロン株の急速な感染状況に対して、子育て世帯の不安や負担を軽減するための施策を、早急に実施することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (2) 幼稚園や小中学校で継続的な休園や学級閉鎖が起きて、施設や学校ごとに対応が違っているため、公私立を問わず、区の責任として判断基準を設け、一貫した対応を行うこと (4) オミクロン株の感染の特徴に対応して、幼稚園や小中学校での週単位の抗体検査を実施すること。 (6) 厚労省が2歳以上からのマスク着用を発表したため、子どもの発達段階を考慮し、幼稚園でのマスクの使用を強制しないこと。 (8) オンライン授業では理解に困難を抱える児童・生徒や、オンライン授業の環境が不十分な家庭の児童・生徒に学びの保証を行うこと。 (9) 感染予防のために自主自宅待機している子どもの出席停止扱いを改善すること。</p>	<p>1 審査経過 令和4年 3月11日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 (2) 区立幼稚園及び小中学校では一定数の陽性者が発生したときは、教育委員会が保健所と連携して、濃厚接触者の特定調査と感染状況の見極めを行っている。私立幼稚園についても同様に調査を行っており、自宅待機期間については区の事例を参考に各園が決定しているものと認識している。 (4) 学校（園）の教員については東京都が実施する抗原定性検査による定期的検査の対象となっていることから、当該検査について、学校園の判断で同検査を活用できるよう周知している。 (6) 「江東区立学校新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」では幼稚園において特に留意すべき事項として、マスク着用によって息苦しくないかどうか注意し、本人の調子が悪い場合や持続的な着用が難しい場合は無理して着用する必要はないと明記しており、各園ではこれに基づき対応を行っているものと認識している。 (8) オンライン授業に限らず、児童・生徒の理解度に応じ、個別の対応を行っている。インターネット環境のない家庭には、モバイルルーターの貸し出しを行っており、通信料は区が負担することで学びの保証を行っている。 (9) 文部科学省の通知に基づき、自主的に自宅待機を行うこどもたちを欠席としない扱いをしている。</p>	<p>◎参考 (厚生委員会付託分) (1) 保育園で継続的な休園が起きて、施設ごとに対応が違っているため、公私立を問わず、区の責任として判断基準を設け、一貫した対応を行うこと。 (3) オミクロン株の感染の特徴に対応して、保育園で週単位の抗体検査を実施すること (5) 厚労省が2歳以上からのマスクの使用を発表したため、子どもの発達段階を考慮し、保育施設でマスクの使用を強制しないこと (7) 度重なる休園に対して早急に代替保育施策を実施するとともに、仕事に行けないなどの不利益を受けている保護者へ補償を行うこと (10) 区民の不安を払しょくするため、発生状況の情報開示を行うこと</p>

3 請願・陳情の受理年月日
令和4年2月15日

4 請願・陳情者住所氏名
